

会 議 録

会議の名称	令和6年度伊丹市福祉対策審議会地域福祉部会（第1回）
開催日時	令和6年6月3日（月）午後3時00分～午後5時00分
開催場所	伊丹市役所 2階 201会議室
司 会	古家地域・高年福祉課職員
出席者	藤井部会長、行澤委員、下村委員、小林委員、増田委員、林委員、中委員、畑委員、笹尾委員（以上 9名）（順不同）
欠席者	なし
事務局	<健康福祉部>松尾健康福祉部長、川井健康福祉部参事、濱田地域福祉室長、友澤共生福祉社会推進担当副参事、丸山共生福祉社会推進担当主幹、内田地域・高年福祉課長、他
会議の成立	委員総数9名のうち9名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	小林委員、中委員
傍聴者	0名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 部会長あいさつ 3. 委員紹介 4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の改定に向けて (2) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の改定スケジュール (3) その他 5. 閉会
備 考	

要 旨

1. 開会

2. 部会長あいさつ

3. 委員紹介

4. 議事

(1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の改定に向けて

(事務局より概要説明)

部会長 : 重層的支援体制整備事業については、第3次地域福祉計画の中で、すでに具体的な取組に入っており、その取組状況と課題をご報告いただいたわけですが、国からはそれほど急いでというわけではありませんが、この事業をきちんと実施計画として取りまとめるよう求められており、事務局で策定中ですが、地域福祉計画の中に重層的支援体制整備事業実施計画を位置付けるということが今回の計画の見直しの大きなポイントとなっています。

重層的支援体制整備事業というのは何かと言いますと、資料1の4ページにありますように、地域づくり支援、参加支援、相談支援の3つの支援を重ね合わせるという特質を持っています。これは伊丹市の地域福祉計画の図そのものにも重なっており、この事業を実施する前提で、3つの支援が重なり合うような計画の推進目標を立てているということです。

地域のつながりが希薄化し、社会的排除が起こる中で、ひきこもりや権利擁護の問題などがいろいろと起こってきています。目標1の地域づくりの分野で起こるそういった問題を、目標3の相談支援で受け止めましょう、ということを表しています。また、「支援」とは、この事業においては社会参加への支援を指し、相談を受け止めた上で、社会から孤立・孤独の状況にいらっしゃる方、また排除されている方を社会につなげるために参加支援コーディネーターなどが支援を行うわけで、目標2の参加支援と目標3の相談支援は重なっています。ただし、社会参加を個別支援するにも、地域に参加する場がなかったら参加できません。そこで、目標1の地域づくり支援と目標2の参加支援が重なる部分で、いろんな居場所づくりや就労支援といった、社会参加支援をつくり上げていこうという、包括的に全体的に支援を行っていくという関係になっています。

見直しの全体像につきましては、第3回目の部会でお示しする予定ですので、皆様にはそれぞれのお立場からご意見や質問をいただいて課題を抽出したいと思いますので、まずは具体的な実践をされている方からのご意見を頂戴したいと思います。

Q委員 : 資料1の10ページの地域づくり支援の課題に、地域で活躍している人との協働とあり、「地域課題を調査・分析し、地域住民との共通課題を把握」と記載がありますが、例えば地域にどんな課題があるか教えていただきたいと思います。

それから、「地域と連携できる専門職の人材育成が必要」とありますが、地域でも担い手不足が進む中、地域で活動している方という高齢者が多いというイメージがまだ

まだあるように思います。実際伊丹市でも、年配の方が中心となって、50代、40代の若手というか、中間層の方々が活動しにくい現状があるのではないかと思います。子育てが終わって落ち着いた40代、50代くらいのお母様方や、最近ではお父様方も割と子育てを一緒にやっていくような社会になってきていますので、この辺りの人材というのをもっと活かさないかと思います。

事務局 : 調査・分析については検討中です。地域と連携できる人材育成については、包括化支援担当者会議の中でのケース検討や、それぞれの専門分野における研修を行っています。

部会長 : 参加支援、言うなれば孤立支援は社会との関係性を復活させていく支援となりますが、専門職間連携だけでなく、地域の人や当事者同士などとの社会関係を豊かにしていく支援が必要になります。現状の専門職がそういう支援の技術や価値を持って支援できているかが課題で、分野別の制度の養成研修の中ではおそらくできていないのではないかと。そうすると、地域との連携のトレーニングは自治体独自でやっていかないとはいけませんので、伊丹市の専門職養成の課題として考える必要があります。また、担い手に若い人がいないという点についてはどうですか。

事務局 : 課題として認識しておりますが、具体的な取組は検討しているところです。

部会長 : 専業主婦がいなくなり、自営業が減り、高齢者も70歳まで働く人が増えている中で、従来の担い手はいなくなっています。若い層の参加というご提言ですが、その人たちも働いていますから、担い手観を変えていくことも必要です。地域にとって深刻な課題で、この点まちづくり推進課ではどういう認識を持っていますか。

事務局 : 社会福祉協議会との連携で、若い人も含めて地域で活動している人から学ぶというプログラムを開催するなどは行っていますが、まちづくり推進課との協働は進められていません。

部会長 : 計画を進める上で、行政としてはまちづくり推進課との議論を行う必要があるでしょう。地域づくり支援の課題をどこまで実施計画でイメージできるかという宿題をいただいたと思います。

R委員 : 医療・介護福祉の専門職が集まって、自身の資質の向上と顔の見える関係づくりのための活動をしており、研修なども行っていますが、今おっしゃったような地域に関する研修が話題にも上ったことがないと思いました。地域との連携に関する養成については、主任ケアマネジャーに求められているものが、人材育成と地域の資源開発になりますが、私たちは普段、高齢者のケースにばかり関わっているので、実際どうしたらいいのかというのが課題です。高齢者の一人暮らしと聞いていたのに訪問するとひきこもりの息子さんがいたなど、介護保険だけで解決できない問題がたくさんあり、

重層的支援体制整備事業ができると聞いたときにこういった制度の狭間の課題へのヒントがいただけるのだろうかと思いました。専門職として地域とどうつながっていくのか、主任ケアマネジャーはその資格があり、地域に対して何をしていくかという意識はありますので、うまくつながっていく方法を教えていただければと思っています。

部会長 : この医療、介護、福祉の連携は原点的な多機関協働のコアだと思いますが、重層的支援体制整備事業はこれを軸に教育、居住、それと就労を最低限の多機関協働の幅として考え、専門職の連携を進めようとしています。権利擁護がそのベースになりますが、また、民間同士の連携の幅はどうなっているでしょう。

R委員 : 民間のサービス事業所さんにケースごとに協力してもらいながら解決していることが多いのですが、それが地域としての資源としてあればもっと解決しやすくなるかと思えます。

部会長 : 伊丹市では先ほどの領域の中での横断的な庁内連携を進めておられるとのお話でしたが、多機関協働の実質は民間同士ですから、庁内連携と同様のレベルで民間同士の横の連携と地域と協働できるような連携をいかにしてつくっていくのか考えなければなりません。また、主任介護支援専門員の資源開発についても、課題整理まではできても開発の実践に移れていないのが現状ですので、ここも大きな課題かと思えます。

事務局 : 庁内連携においては多機関協働マニュアルを作成して、包括化支援担当者が月1回会議を行っており、それぞれが各分野のアンテナとして協働を進めていただいています。民間の連携には取り組めていませんが、包括化支援担当者会議の際に、実際に支援されている方に参加していただけるような仕組みを考えているところです。

部会長 : 過渡期ではありますが、全国的にみると庁内連携はほとんど進められていません。伊丹市の場合はここまで進められているとご理解いただければと思います。

S委員 : 主に障がい者の権利擁護の仕事をしています。今までのお話で出た課題と同様の課題があるのですが、感じることは、我々が、支援が必要だろうと思っている人たちから支援を頼む、助けてという声が出てこないことです。計画では助けてほしい人をいかにして助けるかと一生懸命考えられていますが、むしろ助けてと言えるためにはどうすればいいのかを分析したいと思っていまして、実際支援の押し付けのような感じになってしまっています。相談事業があればいいのですが、実際にそういう人たちが相談に来てくれません。昔ですと、隣近所、向こう三軒両隣の関係が深かったのですが、最近はほとんど切れていっています。そういう状態の中で逆に連携を強めていくには一体どうすればいいのか、非常に課題だと感じます。

部会長 : 重層的支援体制整備事業と関わるかなり重要な視点の課題です。重層的支援体制整備事業は別名が包括的支援体制整備で、支援を包括化する、縦割りでバラバラの支援

者側を包括化するものですが、おっしゃるのは支援される側の主体形成です。当事者や地域の方が立ち上がらないと逆に息苦しい世界になってしまいます。この課題というのは、当事者や住民の主体形成支援を、地域づくりという名のもとにいかに行っていくのかということです。どちらかというとならと社協とタイアップした内容になると思います。権利擁護のセルフアドボカシーということにつながってくると思います。

事務局 : 自ら声を上げられない人を取り残さないため、ご近所会の取組で、孤立している人について情報を共有したり、孤立しているけれども現状どうなのかを見守っていただいたりしています。そこで、必要があれば行政なり社協に連絡いただいているところですが。逆に専門職としては、その相談を受けた時にしっかりそれを受け止めているか、断らない相談支援が来ているか、支援の中身はどうか、自戒も込めて課題と考えているところですが。

部会長 : 支援する体制と、地域だけではなくてセルフヘルプグループや当事者のエンパワメントの両方がバランスよく体制として組めればと思います。関連して一つ、私の疑問に思ったのは、本人から同意を得たケース検討に進めていないという課題をおっしゃいましたが、要するに支援プランに印鑑をついてくれる人の会議までいかないということかと思いますが、重層会議は印鑑がつけられない人のケースを扱うのではないかと思うのですが、いかがですか。

事務局 : こちらも矛盾を感じているところですが。なかなか会ってもいただけない方たちに対して、同意してもらって一緒に会議で検討していいですかとは言えませんので、入り口の部分で、ご本人の同意はないですが専門職でまず検討しています。ただ、支援していく中でしっかり理解いただいて、一緒に協力しながら課題解決に向けて動き出された際には、ご本人にしっかりと説明した上で一緒に継続してやっていくという考え方が必要だと思っています。

部会長 : セルフネグレクトや困り感がない方がたくさん増えていってらっしゃる現状で、まずはそこを拾いあげることですので、今後、整理を進めていただければと思います。

H委員 : 自身から支援を求められない方に対して、こういった形でつながっていくかということ、やっぱりご本人を取り巻く家族や親戚ということになってくるのですが、個人情報問題でなかなか私たち自身も入っていけないところがあります。施設に連絡すると個人情報だからお伝えできませんと言われ、支援に必要なのですが、ご本人がどういう状態なのか、家族構成や連絡先という情報が手に入りにくい状態です。実際に見に行ってみて状況に気づくなど様々なケースがあり、地域でのあたたかい見守りがあるといいですが、つながりが希薄化する中で困っている人がいらっしゃるので、緊急事態ややむを得ない場合は支援に入っていけるような対策を取らないと、悲しいことも起こらないとも限りません。市でできることではないかもしれませんが、そういっ

た仕組みがあればと思います。

事務局 : 包括化支援担当者会議の支援会議が情報共有できる場になっています。守秘義務がある中で、庁内、民間とのやりとり、民生委員などどこまで共有しながら話し合いを進めていけるのか、近隣の住民や自治会長や地域の方たちとどこまで一緒に話をしていくかといった課題はあるかと思いますが、共有に関する取組を進めており、この会議がその始まりだと考えています。

部会長 : 情報が集まったからいい支援ができるという話ではなく、関わりながら情報をつかっていかないといけませんから、そういった実践のプロセスも含めて実践者の養成として問われている部分ですね。

M委員 : 地域の課題は孤立とかそういうことではなく、地域が困っている話題として民生委員に伝わってきます。あるケースでは、ごみの捨て方に問題があって、そこから母親の認知症、障がいのある息子さんという課題を抱えた家族であることが判明したのですが、民生委員と地域の方1人、通われている施設のある自治体のケアマネと伊丹市のケアマネ、社協と別で暮らされているご家族と何人かでそこのお家で話し合いを持つことができました。状況を把握して、協働すれば住み続けられると判断してうまくいっていたのですが、やがて認知症が進んでさらにトラブルが起これ、地域包括に連絡したところ、包括の決断は施設に入所させるということでした。私としては、もう一度会議を開いて話し合うということをしたらと思っていたのですが。

部会長 : 専門職と住民と民生委員などが関わったケースということで、やはりこういった協働形態でないと地域生活支援はなかなかしづらいということですね。最初はチームが良かったが、その後はそうでなかったと。そのセンターの方はその場合に限っては、専門職と住民がちゃんと協働してチームで支えていくというトレーニングと、おそらく支援観が貧しいのだと思います。庁内連携でも、民間同士の多機関協働でも支援観が大きく一致しないと、それで支援したつもりになってしまう。全体的に伊丹市の中で支援観をどのように形成していったらいいのか、というのが実は計画のベースにあるのではという教訓として受け止めさせていただきました。

N委員 : 第2次地域福祉計画に関わっておりまして、当時から各分野の相談支援体制が単独であるだけでなく、それぞれがオーバーラップしていく中で支援していくんだということでしたが、第3次計画の中でまたさらに進んだものになっていたとっております。ただ当時の経験として、自治体あるいは関係する団体で仕組みや体制がどんどんつくられるのはわかるが、地域に実際困られている人をこの体制へつなぐのが誰なのかとよく聞かれました。もうすでに当時でも民生委員さんのなり手が非常に少なくてやっていたのに苦労していた時で、地域の担い手といっても実際にはいらっしやらない。今日は新聞で無縁遺体が3割増えているという報道もありました。支援につながれない方を取り残さないために、地域の中でのつなぎの強化を考えていかなけれ

ばと思っています。

部会長 : 単身社会化の中でどういうふうを考えていくのかというのは、これは大きなベースの問題ということです。また、社会福祉法人の役割は今回の計画の中では非常に大きな役割ですので、またその点も言及いただければと思います。

E委員 : 助けが必要な人が自ら声を上げない問題ですが、社協としてもご近所会に取り組んでいます。地域ふれあい福祉サロンで集まってお茶を飲みながら雑談をして、その延長で終わってからご近所会をして、あの方はどうしている、この方は最近見えないなど出てこられない人のことをみんなで考えていこうというものですが、なかなかそれでも前に進まないのが実態で、一番悩んでいるところでもあります。孤立化している人をいかに見つけるかが一番大きな問題と考えており、高齢者の見守り協定といって、新聞配達員とか郵便局とか銀行などの業者 260 社くらいと協定を結んでおり、何かあった時に連絡をもらって早期対応するものですが、そういうことしかまだまできていません。そういう方をいかに早く見つけるかということを重層的な計画の中でも皆さんと一緒に考えなければならないと思っています。

部会長 : 参考資料 2 に、伊丹市の地域に関わる現状が統計データとして載っています。どんどん地域力が落ちているという目に見えた数字の中で、これまでのやり方がやはり通用しなくなるというのが今後顕著になります。答えが誰もわからないという中でも、考えないと仕方ないというところで、あと 2 回の当部会で皆さんの知恵をいただければと思います。

P委員 : 質問が 2 つほどあるのですが、まず資料 1 の 6 ページ、相談支援の現状のところでは権利擁護支援に早期につながることができているとありますが、これは成年後見制度につながりという意味でしょうか。ここでご理解いただいた方がいいかなと思うのが、権利擁護というのは成年後見制度につながりことで完結するわけではありません。地域の中で暮らしていくときの差別や排除、孤立など、障がいや認知症だけではなくて、単に高齢だからという理由だけで話を聞いてもらえない、説明をしてくれないというようなことも権利侵害になるので、そういったことも含めて権利擁護支援であるという共通の理解ということがこの課題を進めていく上では重要ではないかというふうに思いました。

これとも関連する 2 つ目の質問ですが、先ほどの M 委員のご意見が、まさに権利侵害の中の話だったと思うのですが、相談支援がつながりをつくり、その上での孤立支援が参加の支援にもなっていくんだというご説明でしたが、地域づくり支援の中で場をつくっていくということでした。例えば場というのは支援する側、される側という感覚ではなくて、地域住民が支え合うような形になるための場としての機会であるとするならば、ここで当事者からすれば主体性を喚起し、自分たちの問題を解決していくという道筋をつくれるような場でなければならないだろうと思いますし、例えば支援者からすると地域の課題の情報源になるような場ではないかなというふうに考えたん

ですけれども、多世代交流の場としてのご説明がありましたけど、どういうふうな場として、その場の中身をどう考えておられるのかということをお尋ねしたいと思いました。

事務局 : 場というものの考え方につきましては、本人主体の場をつくることを目指し、本人主体という考え方の醸成をひとつの目的としています。安全・安心な場という考え方が、本人本位の安全か、専門職優位の安全なのか、捉え方を間違えると幸せに繋がらないと考えています。地域において多様な主体が学び合うプラットフォームとして共生福祉社会推進会議を設置し、途上ではありますが、居場所づくりについての意見交換を行っているところです。

成年後見制度につきましては、制度を通じて本人を取り巻く地域の方や活動家の方たちに本人の意思を伝えていくことがあります。支援する専門職がご本人の意思決定を支援していくことができなければと思います。本人の意思を聞きつつも、より安全な方へ誘導してしまっているようなところはないか。成年後見制度があまり進んでいないのも確かですので、そこは進めながらも地域や専門職にもしっかり考える場をつくっていきたいと考えています。

部会長 : 成年後見自体は国連の障害者委員会の勧告で、違反や権利侵害であると明確に意見をもっており、国の方でも枠組みを縮小していくことも考えられます。縮小して溢れたところをどうするのかという答えが見つからない中で、迷走気味の検討ですけども、成年後見制度に関しては慎重に捉えた方がいいというのは明確です。これはまた、別の委員会の中で整理していただいて、次回お持ちいただくということによってよろしいでしょう。

先ほどの居場所・場の話では、概念がまだ整理されていないように見受けられました。居場所と拠点と孤立と言いましたが、孤立のもっと前提の社会的排除の問題ですから、テーマは社会的排除の対になる社会的包摂になりますので、それを踏まえた居場所や拠点づくりというふうに今後整理すべき課題だと思います。市民活動されている方々と社会福祉協議会に整理をしていただいて、ご提案をいただくというのがいいかなと思います。

(2) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の改定スケジュール

(事務局より概要説明)

(藤井部会長より補足説明)

5. 閉会